

## 平成四年法律第七十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

### 目次

第一款 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制	第一節 個体等の取扱いに関する規制
第二款 特定国際種事業の規制	第二節 個体等の所有者の義務等
第三章 国際希少野生動植物種の個体等の登録等	第三節 第八条
第四章 保護増殖事業	第四節 第二節
第五章 生息地等の保護に関する規定	第五節 第一節
第六章 雜則	第六章 地域の所有者の義務等
第七章 罰則	第七章 地域の所有者の義務等
附則	附則
(目的)	(目的)

第一款 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制	第一節 個体等の取扱いに関する規制	2 地方公共団体は、その区域内の自然的・社会的な諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
第二款 特定国際種事業の規制	第二節 個体等の所有者の義務等	3 動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を中心とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動物園等が生物に鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。
第三章 国際希少野生動植物種の個体等の登録等	第三節 第八条	4 國民は、第一項及び第二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。
第四章 保護増殖事業	第四節 第二節	5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。
第五章 生息地等の保護に関する規定	第五節 第一節	6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定められるものをいう。
第六章 雜則	第六节 第一節	7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第七章 罰則	第七节 第一節	（希少野生動植物種保存基本方針）
附則	第八节 第一節	8 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、國際的に協力して種の保存を図ることとされる科学的・知識の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第一款 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制	第一節 個体等の取扱いに関する規制	9 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、國際的に協力して種の保存を図ることとされる科学的・知識の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
第二款 特定国際種事業の規制	第二節 個体等の所有者の義務等	10 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。
第三章 国際希少野生動植物種の個体等の登録等	第三節 第八条	11 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。
第四章 保護増殖事業	第四節 第二節	12 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針に掲げる事項について定めるものとする。
第五章 生息地等の保護に関する規定	第五節 第一節	13 この法律において「希少野生動植物種保存基本方針」とは、次に定めるものとする。
第六章 雜則	第六节 第一節	14 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第七章 罰則	第七节 第一節	（希少野生動植物種保存基本方針）
附則	第八节 第一節	15 この法律において「希少野生動植物種保存基本方針」とは、希少野生動植物種の保存に係る基本的な事項を定めるものとする。

第一款 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制	第一節 個体等の取扱いに関する規制	16 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認められたときは、指定を解除しなければならない。
第二款 特定国際種事業の規制	第二節 個体等の所有者の義務等	17 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第三章 国際希少野生動植物種の個体等の登録等	第三節 第八条	18 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第四章 保護増殖事業	第四節 第二節	19 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第五章 生息地等の保護に関する規定	第五節 第一節	20 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第六章 雜則	第六节 第一節	21 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
第七章 罰則	第七节 第一節	22 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。
附則	第八节 第一節	23 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項における指定の解除について準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。

4	第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。
5	環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。
6	この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。
7	第二章 個体等の取扱いに関する規制 第一節 個体等の所有者の義務等
8	(個体等の所有者等の義務) 第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」と総称する)の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。(助言又は指導)
9	第八条 環境大臣は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体等の所有者に対し、その個体等の取扱いに關し必要な助言又は指導をすることができる。
10	第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止 (捕獲等の禁止)
11	第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合 二 販売又は頒布する目的以外の目的で特定第一次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合 三 生計の維持のため必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合 四 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合(捕獲等の許可)
12	第十一条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等(特定第二種国内希少野生動植物種を除く。)第三項第

13	二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。)の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
14	環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
15	一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。 二 捕獲等によつて国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。 三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
16	環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要的限度において、その許可に条件を付することができる。 一 次号に規定する許可以外の許可 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認められるとき。
17	二 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
18	三 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
19	四 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
20	五 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
21	六 第二項第一項の許可を受けた者のうち法人であるもとのその他の許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして環境省令で定めるものは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
22	七 第二項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を失し、又はその許可証若しくは従事者

23	二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。)の生きている個体の捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証の再交付を受けることができる。
24	環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
25	一 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請を受けるべき事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
26	二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請を受けるべき事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
27	三 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請を受けるべき事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
28	四 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請を受けるべき事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
29	五 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
30	六 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
31	七 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
32	八 第二項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適當な飼養栽培施設により適切に取り扱わなければならない。
33	九 第二項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適當な飼養栽培施設により適切に取り扱わなければならない。
34	十 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
35	十一 環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の生きている個体の保存のため必要があると認めるときは、当該個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
36	十二 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。
37	十三 環境大臣は、前項第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
38	一 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合 二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
39	十四 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
40	一 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に關し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」といふ。)を、同項に規定する特別国際種事業(第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。)

41	の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。
42	環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
43	一 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に關し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」といふ。)を、同項に規定する特別国際種事業(第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。)
44	二 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
45	三 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
46	四 第三十一条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるとき。
47	五 環境大臣は、第一項の許可を受けた者に係る譲渡し等の禁止
48	六 第二項第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
49	七 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
50	八 第二項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適當な飼養栽培施設により適切に取り扱わなければならない。
51	九 第二項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適當な飼養栽培施設により適切に取り扱わなければならない。
52	十 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の個体の繁植を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認められるときは、第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
53	十一 環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の生きている個体の保存のため必要があると認めるときは、当該個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
54	十二 環境大臣は、前項の規定による命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。
55	十三 環境大臣は、前項第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
56	一 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合 二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
57	十四 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
58	一 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に關し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」といふ。)を、同項に規定する特別国際種事業(第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。)



一 氏名及び住所（法人にあつては、その名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	二 登録を受けようとする個体等の種名	三 登録を受けようとする個体等に係る次に掲げる区分
ハ 個体の加工品	イ 個体	ロ 個体の器官
ニ 個体の器官の加工品	ハ 個体の加工品	ハ 個体の加工品
四 個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であつて、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）	五 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定めた項目、登録票を交付しなければならない。環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、登録票を交付するものとする。従い、次に掲げる事項を記載するものとする。	五 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定めた項目、登録票（以下この節において「登録票」という。）には、第二項第三号から二までに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。
六 環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	七 環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を受けた国际希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた国际希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に記載を受けようとする個体等に係る次に掲げる区分	八 環境大臣は、前二項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

九 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に付を受けることができる。	10 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、登録票でその個体等に係るものを作失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。	11 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、第二項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過するまでの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。
二 次条第六項の規定による返納命令を受けた日から起算して二年を経過しない者	三 環境大臣は、事前登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。	四 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
四 登録をした個体等の形態、大きさその他の主要な特徴	五 環境大臣は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至ったときは、その者に對し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。	五 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
五 登録年月日	六 環境大臣は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に對し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。	六 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項	七 環境大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に對し、必要な報告を求めることができる。	七 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

八 環境大臣は、前二項の変更登録を受けたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けなければならない。	九 環境大臣は、前二項の変更登録を受けたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けなければならない。	一〇 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
一 一 登録をした個体等に係る個体識別番号	一 一 登録をした個体等に係る個体識別番号	一一 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
二 二 登録をした個体等の種名	二 二 登録をした個体等の種名	一二 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
三 三 登録をした個体等に係る個体識別番号	三 三 登録をした個体等に係る個体識別番号	一三 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
四 四 登録年月日	四 四 登録年月日	一四 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
五 五 次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日	五 五 次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日	一五 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
六 六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項	六 六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項	一六 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

一 一 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に付する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまで	一 一 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に付する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまで	一 一 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に付する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまで
二 二 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。	二 二 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。	二 二 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
三 三 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	三 三 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	三 三 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
四 四 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	四 四 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	四 四 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
五 五 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	五 五 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	五 五 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。
六 六 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	六 六 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。	六 六 第二十二条の二 第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

ることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等とともにする場合を除いてもしなければならない。

登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者（事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者では、三月）を経過するまでの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならぬ。（登録票等の返納等）

**第二十二条** 登録票等（第三号に掲げる場合については、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等を占有しないこととなつた場合（登録票等とともにその登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

二 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同条第六項の変更登録の申請をした場合を除く。）

三 第二十条第十項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

四 第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

第五条 第二十条第十項の規定は、盜難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによつて前項第一号に掲げ

る場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

**第二十二条の二** 環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。（個体等登録機関）

**第二十三条** 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から第二十二条まで（第二十条の四第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「個体等登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録機関に行わせるものとする。

前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、個体等登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列若しくは広告をしている者（口において「動植物譲渡業者等」という。）がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうちに、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者（過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であった者を含む。）があ

る場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

この項において「機関登録申請者」という。が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 個体等登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが個体等登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関する必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関する必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

三 個体等登録機関は、前条第五項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、個体等登録関係事務を実施しなければならない。

四 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

五 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

六 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

七 個体等登録機関は、機関登録申請者の登録機関の遵守事項等

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

四 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する個体等登録関係事務を行わないものとする。

五 個体等登録機関がその個体等登録関係事務を行なう場合における第二十条から第二十二条までの規定の適用については、第二十条第一項中「環境大臣」とあるのは、「個体等登録機関（第一項を除く。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは、「個体等登録機関」とする。

六 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する個体等登録関係事務を行なう場合における第二十条から第二十二条までの規定の適用については、第二十条第一項中「環境大臣」とあるのは、「個体等登録機関（第一項を除く。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは、「個体等登録機関」とする。

七 個体等登録機関は、前条第五項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、個体等登録関係事務を実施しなければならない。

八 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

九 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

十 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

十一 個体等登録機関は、機関登録申請者の登録機関の遵守事項等

十二 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

十三 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

十四 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

十五 個体等登録機関は、機関登録申請者の登録機関の遵守事項等

十六 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

十七 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

十八 個体等登録機関は、機関登録申請者の登録機関の遵守事項等

十九 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。







者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

4 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(事業登録機関)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(事業登録機関)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第三十三条の十五 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の業務(以下「事業登録関係事務」という。)について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者(以下「事業登録機関」という。)があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受け過しない者

二 第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者なく、かつ、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、機関登録をしなければならない。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実

務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合に、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者(過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。)があること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち含む。)があること。

ハ 機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

事業登録機関が事業登録関係事務を行なう場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第六項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特別国際種関係大臣」という。)」とあるのは、「事業登録機関(第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。)」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項とあるのは「事業登録機関に」と、同条第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

6 事業登録機関は、事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職に附いた者は、事業登録関係事務に就いて知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

事業登録機関が事業登録関係事務を行なう場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第六項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特別国際種関係大臣」という。)」とあるのは、「事業登録機関(第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。)」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項とあるのは「事業登録機関に」と、同条第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

6 事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

7 第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したもの

四 閲覧又は謄写の請求

五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

6 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に關し環境大臣及

び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

8 事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方

法により事業登録関係事務を実施しなければならない。

9 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

3 事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

4 ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

5 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。

6 事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。

7 事業登録機関は、事業登録機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用について変更しようとするときも、同様とす

る。

8 事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

9 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

10 事業登録機関が第三十三条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録機関の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

11 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

12 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

13 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

14 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

15 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

16 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

17 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

18 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

19 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

20 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

21 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

22 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

23 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

24 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

25 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

26 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

27 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

28 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

29 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

30 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

31 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

32 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

33 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

34 事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三項に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

35 び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

36 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

37 事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職に附いた者は、事業登録関係事務に就いて知り得た秘密を漏らしてはならない。

38 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。

39 事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方

法により事業登録関係事務を実施しなければならない。

40 ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

41 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

42 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

43 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

44 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

45 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

46 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

47 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

48 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

49 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

50 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

51 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

52 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

53 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

54 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

55 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

56 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

57 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

58 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

59 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

60 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

61 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

62 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

63 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

64 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

65 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

66 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

67 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

68 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

69 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

70 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

71 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。

72 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、機関登録を取り消さなければならない。





の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

## 第二節 生息地等保護区

(生息地等保護区)  
第三十六条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的に個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要なと認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めてするものとする。

3 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

4 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の算定の期間が定められている場合に限る。）を

5 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）は、あらかじめ、環境省令で定めることにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の算定の期間が定められている場合に限る。）を

6 前項の規定による公告があつたときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。

7 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定又是その変更に関し広く意見を聽く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 環境大臣は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。）を官報で公示しなければならない。

9 指定又はその変更は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

10 環境大臣は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときは又は指定を継続することが適當でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定が定められている場合に限る。」とあるのは、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

12 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

## 第三十七条 (管理地区)

1 環境大臣は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2 環境大臣は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは又はその指定を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3 前項の規定による指定案についての意見書は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。

4 この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については、「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については、「区域を拡張する場合」と、並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については、「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）と、並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については、「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については、「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については、「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定については、「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については、「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 前項の規定による同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第四十条第一項及び第一項において同じ。）においては、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第四十一条第一項において同じ。）においては、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第十四条号までに掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においては、環境大臣の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

6 前項の規定による同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第十四条号までに掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においては、環境大臣の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

7 前項の規定による同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第十四条号までに掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においては、環境大臣の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

8 前項の規定による同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内、第十四条号までに掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においては、環境大臣の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

9 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。

10 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

11 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

12 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定する物質を散布すること。

13 火入れ又はたき火をすること。

14 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境大臣が定める方法によりその個体を観察すること。

15 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

16 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

17 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

18 鉱物を探掘し、又は土石を採取すること。

19 水面を埋め立て、又は干拓すること。

20 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

21 木竹を伐採すること。

22 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境大臣が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるもの

三 木竹の伐採で、環境大臣が農林水産大臣と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度においてするもの

10 前項第一号に掲げる行為であつて第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

**第三十八条** 環境大臣は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域の拡張に限る。）は、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、環境大臣が定める期間内は、立入制限地区的区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第三十六条第八項及び第九項の規定は第一項の規定による指定及びその変更並びに第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。）とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」である。

**第三十九条** 生息地等保護区の区域で管理地区の区域内に属さない部分（次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をしてから起算して三十日（三十日を経過する日までの間）に同項の規定による通知をした後は、することができない。

3 環境大臣は、前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して六十日を超えない範囲内で環境大臣が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 環境大臣は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に對し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境大臣が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境大臣が国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるものに対する必要な応急措置としての行為

2 環境大臣は、前項の規定による公示（以下この条において「公示」という。）の規定による公示による公示」と読み替えるものとする。

3 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区的区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は、あらかじめ、環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪ををしている者又は監視地区的区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

5 環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

6 環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

**第四十二条** 環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

**第四十三条** 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

（公害等調整委員会の裁定）

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項の処分について、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

（損失の補償）

2 環境大臣は、第三十七条第四項の許可を受けたことができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失の補償をする。

3 環境大臣は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

第四章 呆獲曾植事業

(保護増殖事業計画)

とする国の行政機関の長（第三項及び第四十八条の二において「環境大臣等」という。）は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。  
（認定保護増殖事業等）

**第四十六条** 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とす。

**第四十七条** 認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第十二条第一項、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

4 環境大臣は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 第四十八条 第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行うことなどができなくなつたときは、その旨を環境大臣に通知しなければならない。

3 環境大臣は、第四十六条第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるととき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。  
(土地への立入り等)

2 第四十八条の二 環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。

3 環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

**第五章 認定希少種保全動植物園等**

**第四十八条の三** 国は、前条第一項の規定による行為によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

**第四十八条の四** 動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四 前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

一 認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

三 前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

四 前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的

五 第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項

六 前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という）

七 前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項

環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく处分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がゐる者

五 環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定められた事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があつたとき、同条第四項の規定による廃止の届出があつたとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

第五章 第四十八条の五 前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」と

いう)を設置し、又は管理する者(以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という)は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項(同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであつて、環境省令で定めるものに限る。)を変更したときは、環境省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第五十条の六 第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 第一項の認定の更新の申請があつた場合には、認定希少種保全動植物園等設置者は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(記録及び報告)

第四十八条の七 認定希少種保全動植物園等設置者は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存する

とともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

(適合命令)

第四十八条の八 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に對し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条の九 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく处分に違反したとき。

二 認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたと認めるとき。

三 認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

四 第二項の規定は、適用しない。

(譲渡し等の禁止等の特例)

第四十八条の十 認定希少種保全動植物園等設置者が計画に従つて行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十条の規定は、適用しない。

(報告徵収及び立入検査)

第四十八条の十一 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものと認められたものと解釈してはならない。

第五十条 第二項若しくは第四十条第一項、第三十五条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十八条第一項、第三十五回第十九条第一項、第三十五回第三項若しくは第三項、第十九条第一項、第三十五回第三項若しくは第三項、第十八条第一項、第三十五回第三項若しくは第三項、第十九条第一項、第三十五回第三項の規定により環境大臣の権限の一部を行なうとができる。

第三項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十八条第一項、第三十五回第三項若しくは第三項、第十九条第一項、第三十五回第三項の規定により環境大臣の権限の一部を行なうとができる。

第五十条 第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、負担金の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならぬ。

の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。(取締りに從事する職員)

(負担金の徵収方法)

第五十条 環境大臣が第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用(以下この条における「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならぬ。

第五十二条 環境大臣が第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定による督促をしたときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

第五十三条 環境大臣又は経済産業大臣等は、第二項の規定による督促をしたときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

第五十四条 環境大臣又は経済産業大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十五条 延滞金は、負担金に先立つものとする。(地方公共団体に対する助言その他の措置)

第五十六条 国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に對し、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十七条 国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物種保存推進員が希少野生動植物の個体に関する調査で環境省令で定めるものためにする捕獲等については、第九条の規定は、適用しない。





**第六条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(政令への委任)**

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

**第五条** 旧法第二十三条第一項に規定する登録機関係事務に從事する同条第五項に規定する指定登録機関の役員若しくは職員であつた者又は旧法第三十三条の八第一項に規定する認定關係事務に從事する同条第三項に規定する指定認定機関の役員若しくは職員であつた者に係る当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けたものとみなす。

**第四条** この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。  
**(施行前の準備)**

**第二条** この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第二十三条第一項又は第三十一条の八第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項の規程の認可の申請についても、同様とする。

**(経過措置)**

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄  
（施行期日）

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）

定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一

**（政令によるもの）**この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

附 則（平成一七年七月二六日法律第八  
七号）抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行す  
る。  
（施行期日）  
附 則（平成二三年八月三〇日法律第一  
〇五号）抄

第二十四条 この法律による改正後のそれまでの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日) 三号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則抄(平成一六年六月九日法律第八四)  
施行期日

**(政令への委任)**  
**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

じている場合についての新法第二十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「その日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日とする。

（罰則に関する経過措置）

**第五条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行の際現に新法第二十条第一項第一号に掲げる事項に変更を生じている者についての同第九項の規定の適用については、同項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十七号)の施行の日とする。

**第四条** この法律の施行の際現に登録に係る新法第二十条第一項第三号に掲げる事項に変更を生じる

に関する法律（以下「新法」という。）第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

改正前の絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十一条第三項の規定により交付された登録票は、第二条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存

(登録に関する経過措置) 第二回 た日

項、第四十七条第一項及び第五十三条の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定  
規定期定公布の日

3 い。不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第五条** 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお前例による。

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（平成二六年六月一三日法律第六  
附 則  
抄 九号）

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十九年五月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)  
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十九年六月二日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)  
第二条 環境大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「新法」という)の施行日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

2 前項の規定により定められた新法第六条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針(捕獲等又は譲渡等に係る措置命令に関する経過措置)は、施行日前にされたこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「旧法」という)第十一条第一項又は第十四条の規定による命令は、それぞれ新法第十三条第三項又は第十四条第三項の規定による命令とみなす。

(個体等の登録に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の登録を受けている個体等は、施行日に新規定による命令とみなす。

法第二十条第一項の登録を受けたものとみなす。

部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)(以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「その番号」とあるのは「改正法附則第五条の規定により同条に規定する届出番号とみなされた番号」とする。

(特別国際種事業者に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現に旧法第三十三条の二の規定による届出をして新法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業に該当する事業を行っている者は、施行日に同項の登録を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなされた個体等(新法第二十条第三項の規定により規定する環境省令で定めるものに係るものに限る。)の規定は、適用しない。

2 第一項の規定により新法第二十条の登録を受けたものとみなされた個体等(新法第二十二条第一項中「五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間(第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。)ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)(以下この項において「改正法」という。)による改正前の第二十条第一項の登録(以下この項において「旧登録」という。)を受けた日から起算して五年(旧登録を受けた日が改正法の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の施行の日(以下この項において「改正法」という。)による改正前の第二十条から改正法施行日の前日の三年前の日までの間である場合にあっては改正法施行日から起算して二年、旧登録を受けた日が改正法施行日の前日の十年前の日以前である場合にあっては改正法施行日まで」とする。

3 施行日前に、新法第三十三条の六第四項の登録番号に相当する番号が、旧法第三十三条の二の規定による届出を行われた日が平成十一年三月十七日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年六月)を経過する日まで

て三年(改正法による改正前の第三十三条の二の規定による届出が行われた日が平成十一年三月十七日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年六月)を経過する日まで

とする。

(検討)  
第十条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七条) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百十二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

2 及び三略  
四 第百七十七条の規定 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一

特別特定器官等に相当する器官等の識別に関する実務の経験は特別特定器官等の識別に関する実務の経験とみなす。

2 施行日前から引き続き学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特定器官等に相当する器官等の識別に関して必要な課程に在学する者であつて、施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、同法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第九条 附則第三条から前条までに定めるもののとみなされた者とみなす。

号) の施行の日又はこの法律の公布の日のい  
ずれか遅い日  
(行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第七条** 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)  
号)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日